

島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 令和5年7月26日（水）13：30～15：00
- 2 場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間
- 3 出席者 第2回連絡協議会出席者名簿のとおり

4 議事内容

(1) 児童生徒性暴力等の防止対策（項目）について

○岡田学校企画課長

- ・ 資料1は第1回の協議会において児童生徒性暴力防止対策の論点資料を基に、本年秋に策定予定の総合対策についてその項目案として作成した。
- ・ 項目の内容詳細については資料2、3、4において各担当課から説明。
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律にある教育職員とは、実際に幼児、児童生徒の指導にあたるものが想定されているが、今後における対策は、教育職員に限らず、学校で勤務をする職員すべてがかかわってくるものであることから、資料では教職員という文言を使用している。
- ・ 項目は、第1、未然防止、第2、早期発見、第3、早期対処、第4、厳正な処分等という構成。おおむね法律の構成、および、文部科学大臣の指針の構成と一致。
- ・ 詳細は資料2で説明。

(2) 県教育庁各課の対策検討状況について

<学校企画課>

○岡田学校企画課長

- ・ 資料2は対策のたたき台として想定。現時点においては取組の対象は県教育委員会が有する範囲を想定。第1未然防止から第4厳正な処分等まで説明。

<教育指導課子ども安全支援室>

○高倉子ども安全支援室長

- ・ 資料3について説明

<保健体育課>

○徳永保健体育課長

- ・ 資料4について説明

(3)意見交換

○佐藤公立高等学校長協会理事

- ・ 夏期休業中の通知については、職員会議で相当時間をかけて話をした。
- ・ SNS利用の事前届出をしたものに対しては、注意して見ていくことを個別に行っているが、これ以上は把握の限界があり、届出をしていない職員の確認が相当難しいと感じている。
- ・ SNSの実態の事例等を取り出しながら、かえって誤解を招いてしまうようなケースも含めて、教員には少し時間を取って話さなくてはならないと感じた。

○小林島根県中学校長会生徒指導推進委員会事務局長

- ・ 教職員の研修については、休みの前のところで実施している。また、事案が起こった時には再確認するというような形での研修もしている。
- ・ SNSの取り扱いについて実態が見えないというところは、研修を重ねていくしかないと思っている。
- ・ 教職員は、法律などについてあまり理解が深くないところもあるので、児童生徒性暴力の禁止、防止等について法律の上で公務員としての義務だということをしっかりと、もう一度徹底していく必要がある。

○日野島根県小学校長副会長

- ・ 小学校で懸念しているところは、児童生徒性暴力は、いじめ、体罰、虐待とは違って非常に見えにくいこと。小さい子どもは特に言い出しにくく、教員を信頼している子どもたちが、教室で性暴力が行われた場合など、声を上げることができないのではないかと思う。
- ・ 小学校の場合は、教科担任ではないので、学級担任だけではなくて、別クラスの担任

ができるだけ関わるようにしている。男女で組み合わせ、役割を持って一緒に学級を見ていくことを、どこの学校でも行っている。

- ・ いわゆるプライベートゾーンについての性教育があるが、しっかり子どもに教育をして、自分がされていることは間違っていると言えるようにすることが必要。
- ・ 相談のための窓口としては、管理職や職員室の教員もあるが、保健室の機能は大きいと思う。子どもが行きやすい場所は教室、その次は、保健室。養護教諭が、この事案に対しての早期発見、防止についても鍵になるのではないか。
- ・ あらゆる場面で研修の機会を増やして、みんなが見守っているような体制を組んでいくことが良いと考える。

○妹尾特別支援学校長会会長

- ・ 子どもの状態として、特別支援学校では他の学校と比べ、身体介助が必要なことや、言葉では動くことができないということがあり、直接体とか手に触れて指示を伝えるような直接的な指導が必要で、子どもと教員との距離が近い状況がある。
- ・ 体が動かせなかったり、認知能力が低かったりすると自分で逃げ出すことができないといった実態があり、特別支援学校の教員たちは、そのことを理解した上で、人権意識がどこまで高められるか、というところが非常に大きな課題で、どこの学校でも取り組んでいるところ。
- ・ 性暴力等の対策連絡協議会というのが今年から立ち上がり、県の方でも各課の対策等々の取り組みが行われていることを知ることで、教員たちの意識もさらに高まると思う。
- ・ 管理職の方からしっかり職員に伝えていくことも必要だと思うし、また、校内で決められた担当の集まる会議でこういったことを伝えてもらうとか、教職員全般へアナウンスということもあると、より教職員の意識が高まり、それが子どもたちの人権を守るという気持ちに繋がっていくのではないか。

○金山島根県国公立幼稚園・こども園長会会長

- ・ 幼稚園、保育所現場では、子どもと教員、保育士との距離が本当に近い。島根県の保育現場でも、昨年度に今までの常識ではないような事件があり、改めて職員会等でも

通知をしたところ。

- ・ 1つの事例として各現場で話し合ったり、防ぐにはどうしたらいいか、管理職の死角がないようにしたり、保育士、教員同士が確認しあうなど、モラルだけを信じていた時代から、体制・環境に気配りをしないといけない時代になった。
- ・ 県の方でこういう動きがあるということ、県の園長会でも県下の園に伝えていきたい。

○岩垣警察本部少年女性対策課長

- ・ 若年層のコミュニケーションツールとして必要不可欠なものがSNSとなっている中で、警察ではサイバーパトロールを実施して、危険なものには警告を行っている。
- ・ SNSに関する犯罪では、薬物、特に大麻、いわゆる闇バイトの募集などがある。児童自身が犯罪の被害に遭わない、性犯罪の被害に遭わない、そういう犯罪に加担させないということでは、喫緊の課題の1つとして、児童側にインターネットを安全に利用できる能力や知識を、醸成していく必要があると考えている。
- ・ SNSに対して知識がつけば、面前で言えないことをインターネットで言って、犯罪に巻き込まれたりする生徒は減っていくのではないかと。
- ・ 警察としては、少年の健全育成に資する活動全てにおいて皆さんと連携協力していきたいと考えている。

○藤原市町村教育委員会連合会副会長

- ・ 直近では、子どもたちからの信頼も厚い優秀な教員が起こした事案があった。本人はスクールセクハラの内研修等必要な研修は受講していたが、自分のしていること（盗撮）とは違う別世界のことだと感じていたとの供述もあった。
- ・ このようにルーティンで受ける研修の内容を、自分事として真剣にとらえることがいかに難しいのかを感じさせる事例もあった。
- ・ 今回の方針策定にあたっては、今までと異なる取り組みをスクールセクハラの内研修のように導入するのか、その効果をどのように測定しているかがポイントだと考えている。
- ・ 児童生徒にとって、学校の教職員だけが加害者になるわけではなく、日常生活における児童生徒の些細な変化を幅広く捉えて被害の未然防止に結び付けていくのか、大人

の知恵が求められるところである。子どもたちの心の変化を把握する手法として、タブレットの有効利用も検討していただきたい。

- ・ 盗撮の案件があった際に、警察から隠しカメラが隠せるような職場環境を改善するよう指導があった。これも具体的な改善指導の例となると考える。

以上